

跨線橋の点検結果及び修繕状況について

近畿地方整備局管内の跨線橋点検の実施状況

- 国土交通省HPにて公表されている「メンテナンス年報」を元に、2巡目(2019～2023年度)の5年間のそれぞれの年度における跨線橋の点検の数量とその全数における進捗割合を示したものである
- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、2019年度:227橋、2020年度:270橋、2021年度:285橋、2022年度:249橋、2023年度:278橋
- 全体のおおよそ全数の20%前後で点検を進めており、平準化して取り組まれていることがわかる

2巡目(2019～2023年度)点検実施状況

2巡目 【全管理者】	管理施設数	点検対象 施設数	点検実施状況 上段:点検実施数、下段:実施率				
			2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	2,365	2,357	569 (24%)	484 (21%)	406 (17%)	433 (18%)	448 (19%)
跨線橋	1,329	1,319	227 (17%)	270 (20%)	285 (22%)	249 (19%)	278 (21%)
緊急輸送道路を 構成する橋梁	17,977	17,870	3,177 (18%)	4,087 (23%)	3,884 (22%)	3,644 (20%)	3,052 (17%)
(参考)全橋梁	99,539	99,066	13,657 (14%)	21,934 (22%)	23,716 (24%)	23,443 (24%)	16,060 (16%)

※2024.3末時点での施設のうち、供用5年以内などを除いている。

近畿地方整備局管内全体の跨線橋点検の判定区分

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検の判定区分について、Ⅲの早期措置段階が全体の19%存在している。尚、Ⅳ判定の緊急措置段階は0橋である
メンテナンス年報より全国の全道路管理者分におけるⅢ、Ⅳ判定が約23%とあるため、近畿管内としては、全国平均よりⅢ、Ⅳ判定がやや少ない

近畿地方整備局管内 全道路管理者全体

管内全道路管理者

2巡目 【全管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況 上段：点検実施数、下段：実施率			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,340	504 (22%)	1,488 (64%)	348 (15%)	-
跨線橋	1,309	253 (19%)	807 (62%)	249 (19%)	-
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,844	6,278 (35%)	10,184 (57%)	1,382 (8%)	-
(参考)全橋梁	98,810	36,801 (37%)	56,692 (57%)	5,290 (5%)	27 (0.03%)

※判定区分

- I：健全
- II：予防保全段階
- III：早期措置段階
- IV：緊急措置段階

※2024.3末時点での施設のうち、供用5年以内などを除いている。

参考)全国全道路管理者

2巡目 【全国全管理者】	点検実施数	点検実施状況 上段：点検実施数、下段：実施率			
		I	II	III	IV
跨線橋	9,538	1,700 17.8%	5,680 59.6%	2,144 22.5%	14 0.1%

※判定区分

- I：健全
- II：予防保全段階
- III：早期措置段階
- IV：緊急措置段階

国土交通省HP メンテナンス年報より

※2024.3末時点での施設のうち、供用5年以内などを除いている。

近畿地方整備局管内各道路管理者別の跨線橋点検の判定区分

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋の各道路管理者別の2巡目(2019~2023年度)の定期点検の判定区分について、Ⅲの早期措置段階が各道路管理者別で約16%~29%存在している

近畿地方整備局管内 各道路管理者別

国土交通省

2巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況 上段:点検実施数、下段:実施率			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	214	109 (51%)	89 (42%)	16 (7%)	-
跨線橋	196	63 (32%)	96 (49%)	37 (19%)	-
緊急輸送道路を 構成する橋梁	4,128	2,574 (62%)	1,302 (32%)	252 (6%)	-
(参考)全橋梁	5,189	3,299 (64%)	1,585 (31%)	305 (6%)	-

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

高速道路会社

2巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況 上段:点検実施数、下段:実施率			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	1,024	75 (7%)	723 (71%)	226 (22%)	-
跨線橋	244	12 (5%)	161 (66%)	71 (29%)	-
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3,877	652 (17%)	2,673 (69%)	552 (14%)	-
(参考)全橋梁	3,920	667 (17%)	2,698 (69%)	555 (14%)	-

地方公共団体 全体

2巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況 上段:点検実施数、下段:実施率			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	1,102	320 (29%)	676 (61%)	106 (10%)	-
跨線橋	869	178 (20%)	550 (63%)	141 (16%)	-
緊急輸送道路を 構成する橋梁	9,839	3,052 (31%)	6,209 (63%)	578 (6%)	-
(参考)全橋梁	89,701	32,835 (37%)	52,409 (58%)	4,430 (5%)	27 (0.03%)

近畿地方整備局管内府県・政令市と市町村別の跨線橋点検の判定区分

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋の各道路管理者のうち、自治体について更に細分化し、府県政・令市と市町村の内訳を示している。府県・政令市でⅢ判定が17%、市町村ではⅢ判定が15%であり、割合に大きな差はない

近畿地方整備局管内 自治体の府県・政令市と市町村別

府県・政令市

2巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況 上段：点検実施数、下段：実施率			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	647	184 (28%)	400 (62%)	63 (10%)	-
跨線橋	540	106 (20%)	342 (63%)	92 (17%)	-
緊急輸送道路を構成する橋梁	9,010	2,658 (30%)	5,815 (65%)	537 (6%)	-
(参考)全橋梁	26,146	8,072 (31%)	16,413 (63%)	1,660 (6%)	1 (0.004%)

※判定区分

- I：健全
- II：予防保全段階
- III：早期措置段階
- IV：緊急措置段階

市町村

2巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況 上段：点検実施数、下段：実施率			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	455	136 (30%)	276 (61%)	43 (9%)	-
跨線橋	329	72 (22%)	208 (63%)	49 (15%)	-
緊急輸送道路を構成する橋梁	829	394 (48%)	394 (48%)	41 (5%)	-
(参考)全橋梁	63,555	24,763 (39%)	35,996 (57%)	2,770 (4%)	26 (0.04%)

※判定区分

- I：健全
- II：予防保全段階
- III：早期措置段階
- IV：緊急措置段階

近畿地方整備局管内の跨線橋の修繕等措置実施状況(1巡目)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の1巡目(2014~2018年度)の定期点検で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は237橋
- 修繕等の措置が完了した跨線橋は194橋で8割を超え、措置着手においてはほぼ100%であった

近畿地方整備局管内(1巡目)

<全橋梁>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	271	271 (100%)	236 (87%)
高速道路会社	430	430 (100%)	392 (91%)
地方公共団体 計	7,072	6,650 (94%)	6,025 (85%)
府県・政令市等	2,221	2,163 (97%)	1,986 (89%)
市町村	4,851	4,487 (92%)	4,039 (83%)
合計	7,773	7,351 (95%)	6,653 (86%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	41	41 (100%)	33 (80%)
高速道路会社	59	59 (100%)	53 (90%)
地方公共団体 計	137	136 (99%)	108 (79%)
府県・政令市等	68	67 (99%)	53 (78%)
市町村	69	69 (100%)	55 (80%)
合計	237	236 (100%)	194 (82%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

近畿地方整備局管内の跨線橋の修繕等措置実施状況(2巡目)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検は、2023年度時点で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は249橋
- 修繕等の措置が完了した跨線橋は21%、全橋梁(27%)と比較し、完了率が低い状況
- 修繕等の措置完了の跨線橋は53橋で21%、措置着手においては61%と1巡目より低い状況

近畿地方整備局管内(2巡目)

<全橋梁>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	305	200 (66%)	35 (11%)
高速道路会社	555	255 (46%)	141 (25%)
地方公共団体 計	4,457	2,387 (54%)	1,267 (28%)
府県・政令市等	1,661	1,036 (62%)	485 (29%)
市町村	2,796	1,351 (48%)	782 (28%)
合計	5,317	2,842 (53%)	1,443 (27%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	37	30 (81%)	8 (22%)
高速道路会社	71	39 (55%)	11 (15%)
地方公共団体 計	141	82 (58%)	34 (24%)
府県・政令市等	92	51 (55%)	23 (25%)
市町村	49	31 (63%)	11 (22%)
合計	249	151 (61%)	53 (21%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

和歌山県内の跨線橋の修繕等措置実施状況(1巡目)

- 和歌山県内の跨線橋(全道路管理者)の1巡目(2014~2018年度)の定期点検で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は26橋
- 修繕等の措置が完了した跨線橋は17橋で65%、措置着手においては100%であった

和歌山県内(1巡目)

<全橋梁>

【和歌山県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	20	20 (100%)	18 (90%)
高速道路会社	23	23 (100%)	19 (83%)
地方公共団体 計	944	822 (87%)	762 (81%)
府県・政令市等	216	215 (100%)	196 (91%)
市町村	728	607 (83%)	566 (78%)
合計	987	865 (88%)	799 (81%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【和歌山県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	1	1 (100%)	- (0%)
高速道路会社	4	4 (100%)	2 (50%)
地方公共団体 計	21	21 (100%)	15 (71%)
府県・政令市等	6	6 (100%)	3 (50%)
市町村	15	15 (100%)	12 (80%)
合計	26	26 (100%)	17 (65%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

和歌山県内の跨線橋の修繕等措置実施状況(2巡目)

- 和歌山県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検は、2023年度時点で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は18橋
- 修繕等の措置が完了した跨線橋は11%、全橋梁(25%)と比較し、完了率が低い状況
- 修繕等の措置完了の跨線橋は2橋で11%、措置着手においては56%と1巡目より低い状況
⇒今後、道路管理者による修繕計画の促進や道路管理者と鉄道企業者の連携が必要

和歌山県内(2巡目)

<全橋梁>

【和歌山県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	20	10 (50%)	2 (10%)
高速道路会社	33	20 (61%)	11 (33%)
地方公共団体 計	671	304 (45%)	167 (25%)
府県・政令市等	154	102 (66%)	36 (23%)
市町村	517	202 (39%)	131 (25%)
合計	724	334 (46%)	180 (25%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【和歌山県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	1	- (0%)	- (0%)
高速道路会社	3	2 (67%)	- (0%)
地方公共団体 計	14	8 (57%)	2 (14%)
府県・政令市等	3	1 (33%)	- (0%)
市町村	11	7 (64%)	2 (18%)
合計	18	10 (56%)	2 (11%)

※2023年度末時点
※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設